

## 神戸連続児童殺傷事件の事件記録破棄について

### 1 本件における問題点（マスコミ報道などから）

- 最高裁判所の「事件記録等保存規程」及び「同規程運用通達」が存在していたにもかかわらず、事件記録が廃棄された。
- 破棄された経緯が不明で、十分な説明がなされていない。

#### 《参考 1：最高裁判所の関係規程等》

- ・ 事件記録等保存規程（昭和 39 年 12 月 12 日最高裁判所規程第 8 号）抜粋  
（特別保存等）

第 9 条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

- ・ 事件記録等保存規程の運用について（平成 4 年 2 月 7 日総三第 8 号事務総長通達）抜粋

第 6 特別保存の手続

2 2 項特別保存

(1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他史料又は参考資料となるべき記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第 9 条第 2 項に規定する特別保存（以下「2 項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 重要な憲法判断が示された事件

イ 重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料価値の高いもの

オ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

カ 民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

#### 《参考 2：神戸家裁の発表内容（10 月 29 日マスコミ報道による）》

- ・ 事件記録の破棄は 2011 年 2 月末
- ・ 事件簿(事件記録を管理)の破棄は 2019 年 2 月 25 日 とみられる。

### 2 最近の最高裁の動きとそれを受けた神戸家裁の見解（神戸新聞報道より）

#### (1) 最高裁

事実上の永久保存に当たる「特別保存」の運用が適切だったかどうか、最高裁の設置している有識者委員会で検証し、今後の方針を決定する。

#### (2) 神戸家裁

当時の担当職員らに対する調査や被害者遺族への説明について、最高裁の有識者委員会の意見を踏まえて対応する。

### 3 意見書の提出等の動き

- ・ 10 月 28 日 土師守氏が神戸家庭裁判所に要望書を提出
- ・ 〃 「犯罪被害者の会・つなぐ(代表理事：寺田真治氏)」が神戸家庭裁判所に抗議文を提出